平成２３年（ワ）第８１２号・平成２４年（ワ）第２３号

九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

８１２号事件原告　　石　丸　ハツミ　外１２９名

２３号事件　原告　　石　丸　ハツミ　外１７名

両事件　　被告　　九州電力株式会社

準　備　書　面　（5）

２０１４（平成２６）年1月１０日

佐賀地方裁判所　民事部　合議２係　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　冠　木　克　彦

弁護士　武　村　二　三　夫

弁護士　大　橋　さ　ゆ　り

復代理人

弁護士　谷　　次　郎

記

原告らは、監視片データからの予測式そのものが破綻しており、玄海１号機の原子炉圧力容器が当時の省令６２号第８条の２第２項の「適切な破壊じん性を有することの確認」はなされたとはいえず、「本件原子炉施設が安全審査における審査指針などの定める安全審査上の基準を満たしているとはいえない、と主張した（２０１３年６月３日付原告ら準備書面（４）、１８ページ)。上記主張は原子炉等規制法改正にともなう新基準のもとでも当然妥当する。２０１３年８月３０日付被告準備書面１では、これについて何ら反論ができていないことをまず指摘する。同書面第２において原告らの主張に反論する部分があるので、それに対する反論を以下に述べる。

１　監視試験片の銅濃度のばらつきについての再反論

第４回監視試験片の銅濃度０．１２％ はＪＩＳ法で得られた。一方、アトムプローブ法ではＪＩＳ法より高い０．１５％ という値が得られた。これに対し被告は、アトムプローブ法は「ＪＩＳに定められた分析手法ではない別の手法による分析結果である」として０．１５という測定値は無視すべきだと主張している。

しかし、ここで問題になっているのは、玄海１号の脆性遷移温度が他と比較しても異常に高い値を示していることで、その原因がどこにあるかを明らかにする必要があるということである。脆性遷移温度の上昇は銅濃度が高いほど大きくなることが知られている。したがって、玄海１号の異常な脆性遷移温度の上昇は、ＪＩＳ法では得られなかった銅濃度の高い部分が材料中に存在することを示唆している。方法が違うからといって、無視できるデータではない。

また、ドイツ・グンドレミンゲン原発における脆化のばらつきなどの例もあり、銅濃度の違いが材質のばらつきに起因するものであることが強く疑われる。

被告は銅濃度の違いを徹底的に究明する必要がある。そして、銅濃度の高い部分があることが確認されたなら、健全性評価をやり直す必要がある。しかし、被告の

この反論は責任を放棄しているとしか考えられない。

２　特に中性子照射量の高い領域において脆化予測式が破綻しており、現在の予測式に頼ることでは安全性が保証されないことについての再反論

被告がいう「玄海１号機の原子炉容器が十分に健全であることを確認している」ことを示すのは、保安院意見聴取会報告書（乙２０－２）２０ページの図２０であると思われる。この図の注１に「照射前、及び、・・・・破壊靭性実測値は第４回監視試験片の中性子積算照射量（運開後５８年相当）までＪＥＡＧ（ママ）４２０６－２００７に基づき温度移行した」と書かれている（「ＪＥＡＧ」は「ＪＥＡＣ」の誤植）。

当然であるが温度移行には予測式が必要であり、被告は予測式を用いて評価を実施している。「予測式に基づく予測値に依拠しているわけではないことから、原告らの批判は当たらない」と主張するなら、保安院報告書と矛盾している。

仮に第４回監視試験結果のみを用い、照射前および第１～３回監視試験結果を用いずに、健全性評価を行ったというのであれば、ＪＥＡＣ４２０６－２００７を誤って適用している。第４回監視試験結果はたった４個のデータしかなく、ＪＥＡＣ４２０６－２００７では実測データが少ないときは附属書Ａ（７）式を用いるよう定めている。この附属書Ａ（７）式を用いた評価は井野論文（金属，ｖｏｌ．８３，ｎｏ．３，２０１３）（甲４３の２）に示されている。

この論文の図１７（２６０ページ）を見れば、玄海１号機の危険性は明らかである。

付け加えると、前述の保安院意見聴取会報告書２０ページの図２０には、照射前および第１～３回監視試験結果の温度移行にも誤りがある。予測式は高照射量域で破綻するので、そのまま適用した被告の予測は危険側になる。前述の井野論文では、予測式破綻の問題を避けるため、マスターカーブ法を用いた評価を行っている。その結果はさきほどと同じ図１７に示されており、見て明らかなように玄海１号機は危険域にある。

３　原子炉容器の内表面から１／４壁内に入った位置での中性子照射量をもって原子炉容器の照射量と捉える方法は中性子照射量を過小評価するものである旨の原告の主張についての再反論

大ＬＯＣＡ時は圧力容器内表面の中性子照射量で評価するべきと述べた。通常運転時について述べたものではない。被告の読み違いであると思われる。

以上